# 三崎小学校 大地震対策マニュアル

# 事前の備え

#### 防災教育

- ○防災教育は防災担当主任をリーダーとする。
- ○毎年各学級で防災マップの確認を行なう。
- ○最新の情報をもとに避難場所、避難経路、通学路の危険箇所などを班ごとにま とめる。
- ○児童会を中心に、全員が災害時のボランティア活動できるよう、地域の防災ジュニアリーダーとして育成する。

#### 安全点検

- ○安全点検時に廊下、体育館、技術棟の落下の危険のある備品を点検する。
- ○防災グッズ置き場所を校舎配置図や避難経路図に示し使用できるか点検する。
- ○避難場所として体育館の利用について、地区防災会議・PTA の協力を仰ぎながら、 点検・補充・充実を図る。

#### 保護者への周知

- ○「三崎小学校大地震対策マニュアル (保護者版)」を毎年、配布する。
- ○防災講演会を毎年開催し、どういった災害を注意すべきか喚起し、地域・PT Aと協議し、全地域に学校通信で周知徹底する。

#### 地域との連携

- ○「三崎小学校大地震対策マニュアル」を三崎区内防災会議委員に毎年配布する。
- ○地域避難所としての備蓄庫内の備品等の内容について、地区防災会・教育委員 会に具申する。
- ○学校長、またはそれに代わる学校代表者は地域防災会議と定期的に連絡を取り 合い、防災に係る活動全般を学習する。
- ○児童会執行部は、「開かれた学校づくり推進委員会」に出席し、児童と地域の方 との合同避難訓練の在り方について情報交換を行なう。

### 地震発生

在 校 中 長い大きな揺れ

安全確保

※登下校中(校外) 勤務時間外

教師の指示;頭をかばい身の安全を守る(机の下やヘルメットの着用等)

揺れがおさまれば 負傷等確認・避難指示

※各自で危険箇所を避け高台へ避難

指揮系統 (P. 10) 校長が各班に指示

※事前に避難場所の確認をする。

(避難経路図) (P. 6)

保護班 授業者がクラスごとに天満宮裏へ誘導(放課後は職員室職員が誘導)

(全体への誘導指示: 教頭・避難所での点呼指示: 増山) 授業以外の場合 (P. 10)

救護 負傷者の介護、応急手当、救出は2人1組で【救急箱搬出】(養諭)

点検 校内点検\*危険回避後【トランシーバー①校長 ②教頭】

## 大津波警報·土砂災害等警報

#### 安全確認

避難場所 (天満宮裏) 誘導: 教頭

市教委へ安否情報、学校及び校区の被害状況を報告(校長)

記録開始(携帯電話で撮影・メモ)(教頭)

災害伝言ダイヤルに情報を登録(教頭) (P.8)

市教委に避難状況を報告(校長)

※職員安否確認(学級主任⇒管理職)

児童の安否確認は担任が行なう

※在宅児童の安否確認(当日は電話、翌日は訪問)

引渡し 土砂災害等の安全が確認されたのち引き渡し。(P.9)

※解除と同時に全職員が参集

保護者連絡班(各担任) 引き渡し場所・時間を連絡

> 災害発生時保護者児童対応カードに署名後、児童を引き渡す 連絡のつかない児童への対応

学校施設の被害状況確認(管理職) 市教委に報告(校長)

校区内の被害状況確認 校長 ⇒ 市教委に報告

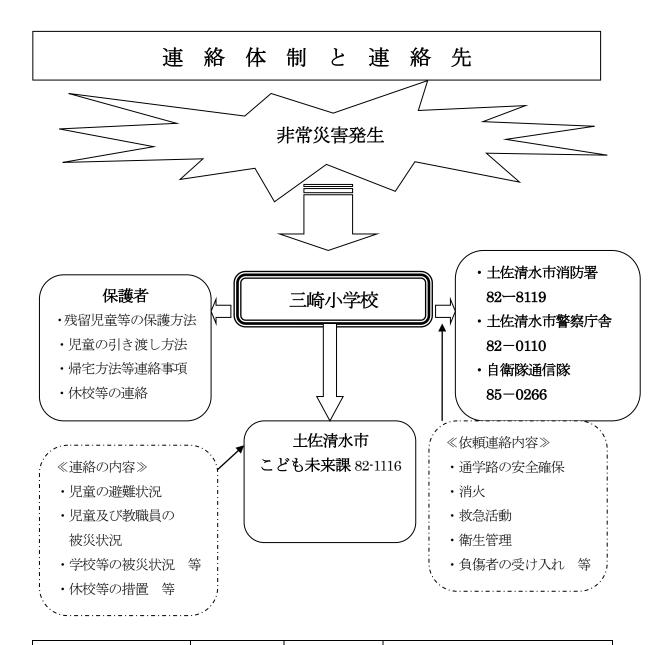
避難所運営への協力態勢を検討

# 職員参集体制

| 配置体制    | 配置基準           | 参 集 体 制                            |  |  |
|---------|----------------|------------------------------------|--|--|
| 第1配備    | 高知県に津波注意報が発表   | 校区において土砂災害等が想定される場合にお              |  |  |
| 警戒体制    |                | いては、校長、教頭の2名が参集                    |  |  |
| 第2配備    | 震度4の地震が西部管内で   | 管理職、参集できた教職員が参集                    |  |  |
| 厳重警戒体制  | 発生             |                                    |  |  |
| 必要に応じ   |                |                                    |  |  |
| 学校対策本部  | 津波警報が発表        | 校区において土砂災害等が想定される場合においても、上記の教職員が参集 |  |  |
| を設置     |                |                                    |  |  |
| 第3配備    | 震度 5 弱の地震が発生   | 震度4に準じる。                           |  |  |
| 学校災害対策  |                | 原則として全ての教職員が参集                     |  |  |
| 本部設置    | 震度 5 強以上の地震が発生 | *参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市             |  |  |
| (避難所設置) |                | 町村立学校へ                             |  |  |
|         | 大津波警報発表        | 大津波警報発令時は、その時点に居る場所付近の<br>最寄りの避難所へ |  |  |

#### 職員詳細

| 職名 | 氏 名 | 住 | 所 | 学校への参集集団と所要時間 | 学校以外の参集場所 |
|----|-----|---|---|---------------|-----------|
| 校長 |     |   |   |               |           |
| 教頭 |     |   |   |               |           |
| 教諭 |     |   |   |               |           |
| "  |     |   |   |               |           |
| "  |     |   |   |               |           |
| "  |     |   |   |               |           |
| "  |     |   |   |               |           |
| 養諭 |     |   |   |               |           |
| 事務 |     |   |   |               |           |



| 連絡先         | 電話番号         | FAX番号        | 備 考 (メールアドレス等)                   |  |
|-------------|--------------|--------------|----------------------------------|--|
| 土佐清水市こども未来課 | 82-1116      | 82-5488      | gakkyou@city.tosashimizu.lg.jp   |  |
| 市危機管理課      | 87-9077      | 82-2882      | kikikanri@city.tosashimizu.lg.jp |  |
| 市防災拠点(斧積)   |              |              |                                  |  |
| 市消防署        | 82-8119      | 82-8923      | syoubou@city.tosashimizu.lg.jp   |  |
| 市警察庁舎       | 82-0110      |              |                                  |  |
| 県教育委員会学校安全  | 088-821-4534 | 088-821-4546 | 312301@ken.pref.kochi.lg.jp      |  |
| 対策課         |              |              |                                  |  |
| 高知県危機管理部南海  | 地域支援         | 088-823-9253 | 010201@ken.pref.kochi.lg.jp      |  |
| トラフ地震対策課    | 088-823-9317 |              |                                  |  |

# 大地震の際の連絡方法(NTT災害伝言ダイヤル「171」等)

大地震の際は、家族や学校への安否確認で多くの方々が電話を利用するため非常 につながりにくくなる。そのため、児童が登校している場合の安否確認は以下の方 法でおこなうよう知らせる。

震度6弱以上の地震の発生後、児童の安否を確認したいときは、NTTの 【災害伝言ダイヤル171】を利用する。

学校の電話(85-0351)は災害時優先ダイヤルに指定されている。

学校は児童の安否情報を録音する。(中村)

「171」をダイヤルすることによって確認することができる。

### 安否情報を学校に問い合わせる場合

 $oxed{171} - oxed{2} - oxed{0880} - 85 - 0351$ 

土・日曜日や長期休業中など、家庭で被災した場合は、児童の安否情報を伝言ダイヤルに録音してください。

## 自宅からの場合

録音・再生時のダイヤル方法 (録音時間: 1 伝言30 秒以内)

# 録音するとき

 171
 - 1
 - 0000 - 000 - 0000

 市外局番から自宅の固定電話の番号を入力(10 桁)
 録音は携帯電話(11 桁)の番号に登録することはできません

# 再生するとき

[171] — [2] — [OOOO - OO - OOOO] 市外局番から自宅(学校)の番号を入力

# 引渡しの判断

- ○本校の場合、震度 6 以上の揺れが発生した場合は指定避難場所に避難し、解除も しくは安全確認が出来るまで、原則として引き渡しは行なわない。
- ○大津波警報発令や・土砂災害等の情報が出された場合は、安全確認もしくは解除 されるまで、引き渡しは行わない。
- ○震度5弱以上の地震の場合、被害状況をみて学校もしくは避難場所の集荷場に待機させる。待機させた場合には、原則としてあらかじめ引き取りに来るまで学校で保護することを伝えておく。

# 引渡しの手順

- ○毎年度はじめに「災害発生時保護者生徒対応カード」に記入してもらう(各担任)
- ○第2以降の学年については、新学年を記入し、その他は更新情報がある場合のみ 二重線で消し、その上に新しい情報を記入する(各担任)
- ○災害発生時保護者児童対応カードの管理(養諭)
- ○避難場所で待機し、警報解除後、保護者に連絡(各担任)
- ○引き取りに来た保護者等の照合(各担任)
- ○引き取り者に署名をしてもらう(各担任)
- ○連絡先を確認(各担任)
- ○災害対策本部に報告(管理職)
- ○残った児童の保護および心のケア(特別支援コーディネーターおよび担任)
- ○連絡の取れない保護者の捜索・情報収集(管理職)

# 本部長 校長 ①校長 ②教頭 ③生徒指導主任 ④教務主任 ⑤保健主事

- 保護班救護 各授業者 (昼休み:担任、放課後:担任)
  - ○揺れがおさまった直後に負傷の程度をできるかぎり的確に確認する
  - ○救護の必要な生徒、職員の情報を本部に知らせる
  - ○指定された避難経路や別の経路を使って避難させる
  - ○教職員を2人1組からなるチームに分け、それぞれ特定の区域の負傷者の 救出、救命にあたる。(本部の指示がない場合)
  - ○負傷者複数の場合は児童の協力を依頼し、毛布で応急の担架を作り 3 人 1 組で負傷者を避難場所まで運ぶよう指示する
  - ○各教室、特別教室、作業室、トイレ等のチェックをする
  - ○避難場所に着いたらけが人の応急手当を行う
  - ○医療の援助が必要かを判断する
  - ○負傷や応急手当の記録をとる

### 一搬出 職員室残留職員

○非常持ち出し文書の搬出

## 一点検 校長、教頭

- ○授業中に地震が発生した場合、授業者が生徒を誘導し、避難場所で点呼をとる
- ○グラウンド・体育館・図書・技術棟は校長、本館1階と2階は教頭 が点検し、トランシーバーで連絡を取り合う

## 休憩時間に地震発生の場合の誘導・点検

校庭:校長 体育館:体育主任 技術棟:事務職 本館1階:教頭 2階:学級担任

# 放課後に地震発生の場合の誘導・点検

校庭:校長 体育館:体育主任

1階:教頭 2階:学級担任 技術棟:事務職

放課後子ども教室の実施日(月・火・木・金)以外、技術棟は施錠が原則

※ 土・日曜日の校内での活動もこれに準じる